

# 令和7年2月犬山市議会定例議会会議録

第5号 3月6日(木曜日)

\*\*\*\*\*

## ◎議事日程 第5号 令和7年3月6日午前10時開議

### 第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

### 日程第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員(なし)

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主査補	高橋 万祐子君		

\*\*\*\*\*

## ◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井 恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出 修平君
市民部長兼防災監	武内 雅洋君	健康福祉部長	高木 衛君
子ども・子育て監	小幡 千尋君	都市整備部長	森川 圭二君
都市整備部次長	丸井 良修君	経済環境部長	新原 達也君
教育部長	中村 達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行君	経営改善課長	兼松 光春君
総務課長	舟橋 正人君	地域協働課長	中村 亘君
防災交通課長	伊藤 修君	子育て支援課長	青山 貴一君

子育て支援課主幹	中村美和君	子ども未来課長	上原眞由美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	子ども未来課主幹	神林宏之君
都市計画課長	高木誠太君	都市計画課主幹	一柳佳誉君
整備課長	高橋秀成君	土木管理課長	吉田昌義君
下水道課長	五十嵐康君	環境課長	高橋正直君
学校教育課長	西村岳之君	学校教育課主幹	鈴木早智君
スポーツ交流課長	坂野隆幸君		

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

- ◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

- ◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。  
通告順に発言を許可します。

10番 玉置幸哉議員。

- ◎10番（玉置幸哉君） おはようございます。10番、創犬会、玉置幸哉です。議長にお許しをいただきました、通告してある4件の質問について順次行っていきたくと思います。

件名1、小中学校の修学旅行についてであります。

要旨1点目としまして、物価高騰の中での修学旅行について。

ここ数年、物価高騰、皆さんも身にしみて分かっていると思うんですけども、加えて報道でありますとおり、実質賃金が伸びていない、そういうような状況の中で、市民生活は非常に厳しいものとなっております。

私、小中学校のとき、修学旅行は小学校のときは、伊勢、鳥羽ということで、二見ヶ浦と来てきました。中学校のときは、日光と東京方面になった。見ざる言わざる聞かざるということで見てきましたが、いい修学旅行だったなって、いまだに記憶をしているところであります。

そういった中で、物価高騰の折、宿泊費用も上がっています。特に東京や京都、やっぱり人が集まる場所というのは、どうしてもその費用がかさんでいるなど、値上がり半端じゃないなというふうに聞いておりますし、また、バス代も、この物価高騰前より、やっぱり運転手の働き方改革の問題等々で、これも大きく値上りをしていっているところではありますが、それが修学旅行費用の保護者負担の大きくなっているのではないかなというような心配をしています。

そこでまず、小中学校の修学旅行の行き先ですね、以前とどんなような変化をしているかということと、また費用に関して、どのような変化をしているのか、答弁をお願いいたします。

- ◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） おはようございます。ご質問にお答えします。

修学旅行の行き先については、愛知県の修学旅行実施基準の中で一定の方向性が示されており、小学校は郷土を中心とした近隣府県、中学校は中部、近畿、関東地方となっているため、それに基づいた目的地を選定しています。

本年度、小学校では1泊2日の修学旅行を実施し、全ての小学校で目的地は、京都府と奈良県となっています。

また、中学校では2泊3日で実施し、全ての中学校において東京都は訪問した上で、学校によって、千葉県、神奈川県、山梨県のいずれかを組み合わせて実施しました。

コロナ禍の状況では感染リスクを鑑み、長野県や静岡県、福井県、石川県、兵庫県、大阪府など、様々な目的地を選定した経緯がありますが、そうした期間を除けば、目的地が大きく変化している状況はありません。

費用に関して、本年度、小学校での平均額は2万9,897円となっており、5年前の令和元年の平均額2万3,436円と比較すると、6,500円ほど上昇しています。

また、中学校での平均額は6万1,229円となっており、5年前の平均額5万5,264円と比較すると、約6,000円の上昇となっています。いずれも交通費、宿泊代、荷物配送料などの値上がりによるものです。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。行き先については、近年あんまり変わってないなど。コロナ禍のときは、少しやっぱりコロナが多いところはちょっと避けようというような、どうも動きがあったようで様々考えられたようでした。

今回、私もいろんなところで聞き取りをしました。犬山市だけに限らず岐阜県も、関市、各務原市、美濃加茂市等と、そうするとやっぱり小学校は京都・奈良なんですね。やっぱり中学校は関東方面ということで、ほぼほぼやっぱり近隣市町、県をまたいだとしても、同じようなところに行っているなというようなところは感じました。

しかし、先ほど答弁にあったように、同じようなところに行っている、やっぱり費用に関しては、5年間でやっぱり6,500円、小学校では現状2万9,897円ということで、1泊2日の旅行で約3万円、そして中学校は、1泊多いということもあり、5年前に比べて6,000円上がっていて、6万円を超えていっている状況だということが分かりました。これはやっぱり1回の修学旅行、その支払いをするときに、6万円、やっぱり出費していくというのは非常に家庭の負担はちょっと大きいのかなというようなところは現状、今感じています。

やっぱり聞き取りをしても、中学校のお父さん、お母さんからは、やっぱり大きいな、負担大きいなということは言われているので、今後やっぱりそこについては、また議論していきたいと思います。

要旨2点目、修学旅行の今後についてであります。

本年6月の岡議員の一般質問の答弁で、修学旅行の行き先については、各学校で計画をされる。教育課程での実施であり、行き先については、社会情勢や児童生徒の現状を鑑み、学

校ごとに総合的に判断し、決定していると中村部長から答弁がありました。

ここ一、二年、各学校で行き先をどのようにしていこうと、そういうような議論があったら、その内容を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

修学旅行は、文部科学省の定める学習指導要領特別活動の学校行事に位置づけられています。

その目標は、学校行事を通して望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることとなっています。

近年では新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期、また通常の生活に戻ったとき、それぞれの時期に改めて各学校において修学旅行を問い直し、議論することになりました。

その中で、児童生徒の安全を確保した上で、「どこに行くか」ではなく、行った先で「何を体験するか、何を考えるか」、そして「どのような資質・能力を身につけるか」が問われるものだと理解し、その趣旨を組み込むように努めているところです。

引き続き、修学旅行は児童生徒にとって、非日常で共に学び、過ごすという楽しい行事であるとともに、体験・体感から多様な物の見方・考え方を学ぶ学校行事であるという位置づけを確認しながら、各学校において議論を続けてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。どこに行くかというよりも、やっぱり今の答弁では、何を考えるか、何を体験させるかというやっぱり集団行動、日常の生活ではない、学校生活の中ではない、そういった宿泊学習を基に、そういうところをやられているんだなというのは、改めて理解するところではあります。

ただやっぱり、先ほどその費用負担のお話が答弁にもありましたように、今後やっぱりそういった大事なその学習状況の一つではあるけれども、そういった負担が各ご家庭のところに行くということは、これ間違いのないところではありますので、この修学旅行については今後ちょっと深掘りしていきたいなというふうに考えていますので、またよろしく願いいたします。

それでは、件名2つ目のほうに参ります。

子ども未来園の入園調整のDXについてというところではありますが、これは以前に何度も私、一般質問しておりまして、喫緊で行くと、令和4年の2月議会において、子ども未来園の入園調整の業務改善について提案をしてきています。

そのときの答弁は、自治体のAIの利用促進とICTを活用した業務プロセスの構築が進められており、導入については、適切なタイミングで引き続き研究したいという答弁になっておりました。その後の導入についての議論はどうなっているか、まず答弁をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 小幡君登壇]

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

令和4年当時、議員からのご提案もあり、事業者によるデモンストレーションも実施してもらいましたが、実際に運用している、入園調整のためのエクセルを活用した入園の振り分け作業と大きく変わらないため導入は見送るという結論となりました。

先進地である清須市にも導入状況などの聞き取りを行いました。入園に係る形式的な審査部分についてはシステムで処理しているものの、家族状況や勤務形態など複雑な判断を要する部分には職員が審査しているとのことでした。

当市が行っている申請書をエクセルに入力し、形式的な部分を点数化した後、その他の部分については職員が申請書を見ながら判断し、処理をしていくという手法とあまり相違点が見いだせませんでした。

また、現在の入園審査のための点数配分などについては、システム化を前提とした審査内容となっていないことから、まずは、システム化を見据えた審査方法の整理が必要となり、現時点においては、即時に導入という考えには至りませんでした。

なお、AIシステム導入については、様々な情報と連携しながら処理する必要があることから、保育園入園審査についても、市全体のDX推進の中で検討すべき事項であるものと認識しております。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。質問の後、デモンストレーションも含めて、様々な取り組んでいただいたことを今答弁いただきました。この入園調整は以前の担当者にもよくお聞きをしたんですけども、やっぱり様々な家庭状況があって、働く場所だったり、おじいちゃん、おばあちゃんと同居しているとか、収入の違いだったりという、いろんなことがあるということは本当に理解します。

ただ、今のままやっぱりこの業務、なかなか相違点がいろいろあるもんだから、今のやり方がベストだということで僕はないと思っています。

例えば、ちょっと違う話になりますけど、市のほうで帳票のいろんな様々な手違い等々があったり、そういったところをやっぱりAI導入して改善していくことによって、やっぱりなくしていこうというような全庁的な動きもありますんで、私はこういったところを少し、やっぱり立ち止まって考えるべきだなというふうに考えております。

そこで、再質問でありますけれども、まだまだ目に見えてどうだというふうには、今の答弁でも変わっているところはないというふうではあります。やっぱりエクセルに担当者が手作業で打ち込みをしていくということが、これずっと続いているわけで、そういったところを毎年やっているもんですから、問題意識を持って、ここをどう変えたら、どういうふうになるんだろうとか、やっぱりそこは専門家にもう少し深掘りをして聞いていくとかいうことをして、僕は変えていかなければならないと思っています。

私はこのとき、清須市に担当者にお話を聞いたところ、システムの導入前は480時間かか

ってやってきた業務が288時間に短縮されたと、それは僕はびっくりしたんです。そんなに短縮できるものなのか。分かりませんよ、本当にいいことばかり言われたかもしれませんが、でも、今の作業者がやっぱりかなり密になってこの期間、必死になってやっているということはよく見ているので、その業務の負担を少しでも改善してあげたいという部分と、そして、そのかかった時間が短くなればなるほど、保護者の方にも早くその結果をお知らせできるという、そういう大きなメリットがあるというふうに私は思っていますので、再質問として、全庁的にDXが進んでいく中で、本当にどうしていくんだということを再度、質問したいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

現在、来年度の入園のための利用調整事務を終えたところですが、一番の時間と労力を必要としたのは、大きく2点です。

1点目は、申請内容の確認です。申請書と就労証明書などの添付資料との突合や、入園要件と支給認定期間の整合が取れているかなどの確認です。

2点目は、入園決定基準点数の確認です。具体的には、入園要件と点数が一致しているかどうか、家庭状況等から判断される加算点数は正しく反映されているかなどの確認です。

これらの確認作業は、入園決定の際の最重要項目となるため、職員5人で、何重にもチェックをかけていますが、様々な状況を判断する必要があるため、現時点ではこれらの作業をシステムで処理することは極めて困難であると考えています。

例えば、全ての保護者が電子申請で入力した内容でデータをシステムへ取り込むことができれば検討の余地はあると考えますが、それでも、保護者の入力状況に矛盾や誤りなどがなかなどのチェックや、多様な状況から判断する必要がある加算などは、職員が行うこととなります。

したがって、保育園入園に特化したシステム導入については、DXを見据えた事務処理の基盤整備が未成熟な現時点では難しいものと考えます。

しかし、本年1月こども家庭庁全国こども政策関係局長会議において、保育DXによる現場の負担軽減が示され、その効果として「自治体の業務効率化により、入所決定までの期間を短縮」という記載もあり、システム標準化により基盤整備も進められていくものと認識していますので、システム導入については、国の動向に注視していきたいと考えます。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。職員5人で何重にチェックもかけている、本当にこれは以前から聞いているところですし、ここにかなりの時間を要しているというのは本当に皆さん、職員の方が必死になっていることは、もう毎回見て分かっていますので、だからこそこの部分だと思うんです。

やっぱりこのままでいいということであると、前に進んでいけないので、やっぱり全庁的にそういうような動きが来年度から予算の中にもあるということですので、これは担当だけ

じゃなくて、外から見た目でも、何か改善できないのかということも含めて、先ほど国のほうでも何か動きがあるということも答弁ありましたので、犬山がやったことによって国との整合性が合わないということも出てきてはいけないと思うので、そこも含めてやっぱり外からの目で見てもらってやっていくことが必要だと思いますので、ぜひ職員の方にも、そしてまた市民の方にも、メリットのある、そんなAIなり、業務改善ができるといいなと思っていますので、ぜひよろしくお願いをします。

それでは、3件目、グラウンド利用についてであります。

要旨1、現状のグラウンド利用についてであります。

いわゆる木曾川緑地野球場や、多目的グラウンド、そして山の田公園野球場、ここについては3か月前に、市民優先にて、団体によるグラウンド使用の抽せん会が行われています。年間の行事が入っていないグラウンドの利用抽せんがなされていますので、他団体がグラウンドを使用しようとするときは、ホームページの愛知共同型予約システムから、空き状況を確認の上、担当課に連絡をして、空いていると枠を取り、市役所窓口で申込みをする流れとなります。

市民の皆さんから、ここ数年、土日のグラウンドが空いているけど、何で使われてないのご意見をいただきます。しかし、それホームページ上で見てみると、予約は埋まっている状態なんです。どうして使っていないことが多くあるのかお尋ねをします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

予約は入っているが実際に使用していない事例があるとの議員ご指摘につきましては、以前に同様のお問合せもあり、把握をしています。

そのため、対策として、施設利用の予約抽せん会の折に、利用団体に対して、使用しない場合は事前にキャンセルの手続をするよう周知しているところです。

今後も予約のみで使用しない事案が発生するようであれば、使用が中止になった場合は事前にキャンセルの連絡をするようルールへの遵守を個別に指導し、利用者の皆様が適切に施設を利用していただけるように努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。やっぱりそういった状況であるということ、私が認識しているものと一緒であります。要は予約を取った団体が、いわゆる多めに場所を取って、でも実際は1面しか使わずに、予約を外さずにそのままやっているということなので、変な話、他団体、本当にネットで見ているんだけど、全く空いてないよっていうのが本当に聞こえてくる声なんです。

マナーの面もあると思うんです。使わないのに取っていたら、やっぱりほかの団体が困りますから、取っている団体のマナーの問題もあるとは思いますが、そこは僕はここ数年大きく変わってないなということがありますので、要旨2点目で、自分の考えを述べたいと思います。

要旨2つ目、グラウンド使用の有料化についてであります。

グラウンドを予約して、先ほどから確保して使わずということが横行しています。グラウンドを使わないのに、そこにグラウンドの維持管理費はかかってしまうんですね、使っていないなくても。これは予約している団体のマナーで何とかなるというふうに思ってるんですけども、一番の根本は、やっぱり無料がゆえに、余分に予約し、実際には使用せず、空きの状況になっている。要は、もし有料だったらキャンセルしないと、使っていないとお金払わないかんというような状況になりますので、今、江南市や扶桑町、大口町などは、グラウンド有料化されており、使わない場合はやっぱりキャンセルしますよね、お金かかってしまうんで。そういった状況だというふうに聞いております。

市内の体育施設、テニスコートや、羽黒中央公園のスポーツ広場など、ほとんどが有料であります。僕が知っているところグラウンドぐらいかな無料なのはなというふうに考えております。やっぱり一定の負担は受益者負担でかけるべきだなというふうに思っておりますが、この木曾川緑地公園の球場、多目的グラウンド、そして山の田公園の野球場、有料化すべきと考えますが、当局の答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

木曾川犬山緑地の野球場及び多目的グラウンド、山の田公園の野球場については、ほかの市内のスポーツ施設と同様に老朽化が進行しており、市民の皆様に安全に、安心して、ご利用いただくために、適切な維持管理や修繕に努めていく必要があります。

については、ほかのスポーツ施設との整合を図りながら、使用料の在り方について検討していく必要があると考えています。

現在、羽黒中央公園多目的グラウンドの大規模改修に向けた使用料の見直しや、市民団体と市外団体の利用料の設定などについて検討を進めております。

合わせて、ほかのスポーツ施設についても、使用料の在り方の検討を進めており、木曾川犬山緑地と山の田公園の野球場などの有料化についても検討をしているところです。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。今予算で出てきていた羽黒中央公園の大規模改修に向けてということで、そのことも含めて今のグラウンドの使用料については検討していきたいと答弁ありました。

木曾川緑地に関しては、やっぱり国土交通省の河川敷グラウンドということで、そことの交渉等々もあると思うんですけども、やっぱり今のままでは僕はいけないなというところは感じておりますので、ぜひその検討を進めていただきたいと思います。

4件目です。施政方針について1点、お尋ねをしたいと思います。

要旨は1つ、空き家の活用の制度拡充についてという表現がありました。

今般、実態調査を踏まえ、現在の取組を検証し、さらなる制度の拡充とあります。今までも様々な条例をつくったりとか、制度改正したりしてきておりますが、今般のその制度改正、

どのような制度を考えているのか、お尋ねをします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

今年度実施している空き家の実態調査では、水道使用量や令和2年度調査結果及びこれまでの相談状況などの既存データの分析を行い、その結果1,483件を空き家候補として抽出しました。

その後、現地調査により837件を空き家と判断し、最終的な確認のため、所有者へのアンケート調査を実施して現在取りまとめをしているところです。

この実態調査では、空き家の数の調査だけでなく、状況変化についても確認していますが、前回の令和2年度調査で空き家と判定したもののうち、約45%の空き家が解消されているという結果で、空き家となっても半数弱が数年以内に活用または除却されていることが分かりました。

その一方で、半数強は継続して空き家であり、適正な管理がされなくなれば、建物や庭などの状態が悪化し、周辺への影響が懸念されることから、長期間空き家となっているものの活用促進が課題と認識しています。

また、空き家バンクにおいても、多くの物件が掲載2年以内に売買されており、残りの物件については掲載が2年以上の長期化している状況です。このため、今まで実施してきた空き家奨励金などの活用支援策を一新し、2年以上空き家バンクに掲載されている物件の、購入に対する基本補助、さらに若年層や多子世帯などの条件に該当する場合、上乘せする補助メニューを設けることで、長期の空き家の解消を図り、定住を促す制度とするものです。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

新たな調査で837件を超える、837件になると思うんですけども、あったなど。大体半分は何とか使われていくような除却等々でやられていくところもありますが、半分は残ってしまう。進んでいけば進んでいくほど、それが積み重なっていくわけですから、やっぱり件数も多くなってくるなど。

空き家の問題、これ全国的な問題でもありますし、当市だけの問題ではありません。やっぱり少子・高齢化でどんどん子どもも減っている。その人たちが成長して、家を建てるときに、この空き家の問題をどうしていくかというのは大きな課題だと思いますので、今後また私もしっかり勉強しながら議論していきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時31分 休憩

再 開  
午前10時40分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

1 番 丸山幸治議員。

◎1 番（丸山幸治君） 1 番の丸山幸治です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、4 件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

件名 1 です。犬山市の防犯カメラの設置と運用の状況について。

犬山市安心メールを見ていますと、犯罪前兆と思われる電話や不審者情報というものをよく目にします。先日には市内で強盗殺人未遂事件も発生しました。また、空き巣、忍び込み、自転車等の窃盗も先日話題に上がりました。治安は悪くなっているように感じております。

市民は安心・安全に過ごすためには、各種の防犯の徹底が必要不可欠です。防犯と言えどもまず思い浮かぶのが防犯カメラです。カメラの前で犯罪をすることは考えにくく、抑止力になり、また犯罪が発生した後は、犯人の早期逮捕が期待できます。しかしながら、せっかく設置していても、いざというときに機能しなければ困ります。

以上から、要旨 1 の質問でございます。

犬山市の防犯カメラの設置の状況と運用の状況について、何か所あるのか、またデータの利用やカメラのメンテナンスについてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市が設置する防犯カメラについては、毎年 4 月に 3 月末時点における全庁的な設置状況を調査し、併せて機器の点検と確認を実施しています。

設置場所は、市役所本庁舎内をはじめ、小中学校や子ども未来園、体育館、図書館などの公共施設、そのほかにごみ集積場や駅、主要交差点など、市全体で 228 か所に 315 基を設置しています。

なお、市が設置する防犯カメラについては、要綱を定めており、その設置の目的は「犯罪発生の抑止」とし、防犯カメラの画像データは、その設置目的以外の利用と、第三者への提供を禁じています。

ただし、例外として、警察からの提供依頼がある場合には提供が認められています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1 番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございました。228 か所に 315 基あるとお聞きしまして、予想以上に多いなと感じました。設置目的は抑止力に主眼を置いているとのことですが、私の実感としては、カメラがそんなにあるとは思っていなかった感じですので、防犯カメラが設置されていることのアピールやステッカー等で目立たせるというようなことも有効かと思えます。

また、ダミーを設置して増設していただくなど、防犯カメラによる抑止力をさらに強化し

ていただければと思います。

それでは、要旨2に移ります。

ごみ集積場のカメラについてです。

市内のごみ集積場でカメラをよく見かけます。先ほどの答弁の中でも、集積場に設置しているということがございました。集積場のどこにでもあるわけではなく、たまに見かけるなという印象でございます。

しかし、これも犯罪の中でも、不法投棄や放火などを防ぐために必要不可欠と考えます。質問要旨2です。ごみ集積場のカメラの設置状況とデータの利用について、現状をお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

ごみ集積場等に設置している不法投棄監視カメラは、令和7年2月末時点で、79台です。

不法投棄監視カメラは、町会長からの申請があった場合に、1町内につき1台を貸し出ししているほか、過去に不法投棄などが行われた場所などに設置しています。

町会長から設置について相談があった際には、まずは環境課職員が現地の確認を行い、町会長に土地所有者の承諾、集積場を利用する町内会の構成員の合意を取っていただいた上で申請をいただき、環境課職員が設置しています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。ごみ集積場は市内に1,000か所以上あったと思いますので、79台というのはやや少ないのかなと感じます。このような貸出しの制度をご存じないということで、利用されていない町内会があるかもしれませんので、ぜひとも積極的な周知、利用の促進をお願いしたいと思います。

再質問をさせていただきます。

各町内の皆様の悩みの一つとしまして、ごみ出しのルール違反への対応があると思います。分別がされていない、出すべき日時を守られない、きっちりとネットをかけられないなど、様々あるかと思えます。

また、通勤途中の他市の他県ナンバーの車が止まって、コンビニ袋など指定の袋でないものを出していくという事例もあると聞きました。同じ人が同じ違反を繰り返すことが多く、そういう人に注意をするため、町内会の中には、ごみ集積場で見張ったり、分別されないごみ袋を開けて、中身を写真で撮って回覧板で回すなど、そういう活動をされている方もいらっしゃいます。そのような苦労はもちろん、他人のごみを分別し直したりするのは本当に嫌な作業だと思います。

先日、ある町内会長さんから、「長期にわたりルールを守らない捨て方をされる方がいる。その方を特定して注意をしたい。については、集積所に設置されている防犯カメラを利用できないか。」という相談を受けました。

犬山市不法投棄監視カメラ等貸出事業実施要綱の第11条を見ますと、「監視カメラにより

撮影された画像データは、市長が管理する。」、2項、「市長は、前項の画像データを利用するときは、不法投棄の抑制を図るため必要な範囲内で行うものとする。」と規定があります。

ここで質問ですが、町会長さんから、不法投棄やルールを守らない人を特定して注意をしたいので、カメラのデータを確認したいという要望があった場合、市はどのような対応をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

不法投棄監視カメラのデータ等の外部への提供は、先ほど防犯カメラの画像データ提供で答弁がありましたと同様に、警察への提供などに限定しており、提供は行っていません。

しかしながら、町会長から、先ほど議員がおっしゃるように、「カメラのデータを確認したい」といった旨の要望があった際には、まず市の職員がその画像データを確認し、不法投棄等と思われる行為が確認できたときには、他者のプライバシー等に配慮した上で、その画面を印刷し窓口で見ていただくというような対応を取っています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。ごみ出しの関係で困っている町内会は多いと思います。貸出しの促進とともに、データの活用においてもぜひ周知の上、活用の促進をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2件目です。側溝蓋のグレーチング等の盗難防止についてです。

近年、国内で金属の盗難が急増しております。警察庁のホームページを見ますと、金属盗対策に関する検討会というものが行われておりまして、その資料を見ますと、令和2年に5,000件程度であったところ、令和6年の速報値では2万件を超しており、この4年間で4倍以上に増えているそうです。被害の半数強は銅で、次いで鉄が2割強となっております。

人目の届きにくい太陽光発電施設などの金属ケーブルがよく狙われるということは、報道で皆様ご存じかと思いますが、実は2番目に被害件数が多いのは、グレーチングです。側溝蓋のグレーチングでございます。金属の純度の高いものであるそうです。

さきの警察庁の資料によりますと、令和5年の被害件数の10.4%、1,697件がグレーチング側溝蓋です。愛知県内におきましても、名古屋市、一宮市、日進市、豊川市、尾張旭市など、ネットのニュースを見ましても、最近だけでも非常に多くのグレーチング盗難についての記事が目につきます。

ここで要旨1の質問です。金属の盗難が全国的に急増しておりますが、犬山市におけるグレーチングの盗難被害について状況をお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

金属価格の高騰を背景に、転売目的と思われるグレーチング盗難被害が全国的にも多発傾向にあると報じられています。

本市においても、令和6年12月に通報があり、現地確認を行ったところ、羽黒地区で道路脇にある農業用水路の集水柵に設置してあったグレーチングなどが計15枚なくなっていることを確認し、警察に盗難の被害届を提出しております。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。

今回資料をつけていないので、詳しくは警察庁のホームページで見いただければと思いますが、これは現在被害が急拡大している深刻な問題だと私は考えております。直接の人的被害というものが無いとは思いますが、やはり重大と捉える必要があると考えております。

きちんとしたグレーチングは1万円から5万円くらいするらしいので、結構な金銭的被害の上、側溝の蓋がなくなった場所が危険にさらされるなど、安全面においても大きな被害があると言えます。

15枚の盗難被害があったということですが、決してこれを軽く見てはいけなないと私は考えております。環境犯罪学に割れ窓理論という理論があることを皆さんご存じの方が多く思うんですが、犯罪の芽を対策せずに放置すると、必ず多数の凶悪犯罪が拡大していくというお話です。

犬山市は、人目の少ない地域や通路というところがあるので、狙われる可能性はあると考えます。すぐにグレーチング盗難を予防対策することは、犬山市の今後の犯罪抑止に必要だと考えます。

尾張旭市がグレーチング盗難被害を問題視し、消えにくいカラースプレーでグレーチングに市章を書き込むという対策をしているという報道がありました。これは、市章をマーキングしていることを公表することで、金属の買取り業者が、盗品とは知らなかったと言えなくするためのものと考えられます。

盗品と知りつつ買い取れば、刑法の盗品等有償譲受け罪として、直接自分が窃盗したのと同じくらいの、具体的には懲役10年以下、また50万円以下の罰金というような罪が科され、また、盗品の疑いがある場合、犯罪収益移転防止法により、盗品と疑いある取引を届け出る義務が発生します。

マーキングのほかにも、グレーチング盗難対策は様々なものがあります。例え簡易なものであっても、無防備な状態よりは、断然よいと思います。何らかの対策が必要かと思います。

質問の要旨2です。犬山市として、グレーチング盗難対策をどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

グレーチングの盗難防止対策としては、道路パトロールの強化や、固定金具やボルト、チェーンによりグレーチングを固定する方法が考えられますが、その他の対策として、尾張旭

市がグレーチングに市章をマーキングする対策を令和6年11月から始めています。

グレーチングを盗むのは、金属として転売するのが目的と考えられ、市章マーキングを実施することで、換金する際に盗品だと特定できたり、市章を消す手間を考えて、盗難を断念するなどの効果を期待した対策であるとのこと。

市章マーキングの方法については、市章を型抜きしたプラスチックの板を作り、これをグレーチングに当てて、スプレーで塗装をしているとのこと、費用的には安価な方法であります。試験的に実施されている試みのため、市内全域ではなく、盗難被害場所やその周辺、盗難による転落事故の危険性が高くなる、人通りが多い公園周辺などを中心に進められており、市章マーキング実施後のグレーチング盗難被害は、現在のところ確認されていないそうです。

本市においても、グレーチングの盗難被害が続くようであれば、道路パトロールの強化とともに、盗難対策の一つとして、尾張旭市が実施した市章マーキングのような方法も検討していく必要があると考えております。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。ぜひ、犬山市の防犯対策の一環として検討いただければと思います。

3件目の質問に移ります。犬山市住宅省エネ改修支援補助金についてです。

私が今回この質問をしようと考えたきっかけは、エコキュートなどの電気ヒートポンプ式給湯器の大量の買替え需要がこれから急速に高まっていくと言われているからです。

オール電化や、これら電気ヒートポンプ式給湯器は2000年代に入り普及し始め、政府の後押しもあり、2010年まですごい勢いの急速な拡大がありました。

2011年に東日本大震災があり失速したものの、その後、現在まで順調に回復し、拡大は続き続けております。

エコキュートなどの電気ヒートポンプ式給湯器の寿命は、10年から15年程度と言われており、この震災前のピークである2010年辺りの急拡大した時期に購入されたものの寿命が、2020年から2025年に来ると考えられます。もう既に来ているということなのですが、長く使って取り替えた方の話を聞きますと、お湯がだんだん湯量が減ってきたり、温度が上がらなくなったり、仕舞にはエラーが頻発して使えなくなるということで、必ず劣化していくものだそうです。

質問の要旨1に移りますが、以上述べたように、2010年頃に急拡大したエコキュートなどの電気ヒートポンプ式給湯器の寿命が一斉にやってきており、今後もますます需要が拡大していくと考えられますが、それらの買い替えも対象とする、犬山市住宅省エネ改修支援補助金の令和6年度の申請件数と補助の実績について教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山市住宅省エネ改修支援補助金については、省エネルギー機器の普及拡大を図り、家庭

からの二酸化炭素排出量を削減することを目的としており、既存の給湯器を高効率給湯器へ取り替える際に要する費用の一部に補助を実施しております。令和6年度の申請件数は277件で、補助件数は276件となります。

なお、申請件数のうち1件については、補助交付要綱の要件を満たしていなかったため、不交付となったものです。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。

環境省のホームページの中の家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査の給湯機器についてのページというのがあるんですが、そこを見ますと、令和3年度の調査で、エコキュートなどの電気ヒートポンプ式給湯器の全国的な普及率は14.5%というふうにありました。令和7年1月の犬山市の世帯数が3万2,000世帯ということで、ざっくりその14.5%を計算しますと4,640世帯、エコキュートは2001年に発売されてちょうど24年たっていますので、単純に24で割りますと1年当たり193という数字になりますので、今、令和6年に補助されました276件というのは、おおむね合理的十分な割合で補助されているんだなと感じました。

それでは、要旨2に移ります。

今、件数を聞きますと、十分に供給されているように思いますが、方法論について質問させていただきます。

令和6年度は10月の段階で予算額に達して、募集を終了しております。つまり先着順でという形式であり、申請が遅かったという理由で補助を受けられなかった人がいた可能性があります。

税金の補助の在り方としまして、先着順という形が公平性としてどうかということを考えてみたいと思います。

プレミアム商品券のように抽せんにしたり、低所得者の方を優先するような、ほかの選定方法について検討されたかどうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

議員ご提案の抽せんや、低所得者を優先するなどの方法で交付対象者を決定することも手法としてはありますが、抽せんについては、申請から抽せん、交付の可否の決定まで一定の期間が必要となり、補助金がもらえるのとももらえないのか分からないという状態が続くこと、低所得者優先については、低所得者支援として行う補助金であれば、そのような考え方もありますが、本補助制度は、地球温暖化対策として行う補助金であるため、所得基準等を設けることは適当ではないと考えています。

また、この補助金は、現在使用している給湯器を最新の高効率給湯器へ更新していただくことで、家庭から排出する二酸化炭素を削減し、地球温暖化対策を進めるという目的で行っていることから、少しでも早く給湯器の更新をしていただくことが、最もこの補助金が有効に活用されていると言えると考えています。

そのため、国やほかの自治体と同様に、先着順とすることが補助金の性格、趣旨から最も適切であると考えて、制度設計を行ったものでございます。

なお、予算額は約1,900万円と、市全体の予算枠の範囲内において、多くの市民に補助金交付できるよう予算計上しているとともに、本補助制度を広く知っていただき、申請漏れや制度を把握していないことがないよう、環境イベントや市ホームページ、年度内において二度にわたり市の広報で周知を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。情報を得にくい方や交通手段に乏しい方が置いてけぼりになるようなことがないよう、引き続き配慮をしていただきながら、機会の公平な提供をお願いいたします。

要旨3に移ります。

この補助金の申請時期についてですが、以前は工事の着工前であったのが着工後に変更されております。給湯器の取替えなどの工事を発注する際に、資金的な話ですが、市からの補助金がもらえるかどうか分からない段階で発注するよりも、事前に採択されてから発注するほうが、用意すべきお金が少なくて済むと考えられるんですが、工事後にしか申請できないとなると、補助金の予算が終了してしまうかもしれない。まずは補助してもらえるかもらえないか、そこが分かりたいと考える人もいます。

分からない段階で全額自己負担で用意して、採択されたら補助金が一部もらえたらありがたいというような形になるよりは、用意できるお金が少ない人のために考えますと、工事前のほうがよかったんじゃないかなと感じます。

変更というのは、市民の有利な方向に変更を検討していくことが基本だと思いますが、この変更の件についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、工事完了後に補助金の申請や決定を行うため、補助対象となるのか、補助金が残っているのかなど、申請する市民にとって不安となることも少なからずあるとは思いますが、市ホームページに補助金の執行状況を掲載したり、取替え工事を行う事業者へも情報共有を行うなど、少しでも補助制度の現状が分かるように努めているところです。

また、工事着手前の申請では、申請から補助金の交付まで手続や添付書類の準備など多くの労力が必要で、完了実績報告の出し忘れも多発していたこともありました。

申請件数も300件近くあり、事務の簡素化を進めるとともに、市民にとって煩雑な手続を簡略化し、申請しやすく使いやすい補助金とするために、補助金の申請時期を工事着手前から工事完了後へ変更を行ったものです。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。確かに工事前の申請、工事着工から完成まで、再度報告申請となると、申請からお金がもらえるまでの時間が非常に長くなり、不安定な要

素が出てくること、また、工事後の申請が単純に市民側の有利ではないということは理解いたしました。

ただ、基本的には利用する市民の利益になるように、これからも常にアンテナを立てて、そういう声を聞きながら、市民側に立った変更をよろしく願います。

次の質問に移ります。

4件目、小中学生への闇バイト等の注意喚起についてです。

最近、闇バイトなど被害者の若年化が進んでいるように思います。先日はニュースで高校生が海外に監禁されるような悲惨な被害に遭っていると報道がありました。昔は、社会人になってからいろんな社会経験の中で身をもってたまされたり、失敗を繰り返すことで、世の中の処世術や防御術を学んでいく、それが社会人としての成長の一環であったように思います。多かれ少なかれ、たまされ損をするような経験を誰もがしながら、それを授業料などと言って済ませることも多かったと思います。

しかし、今はびこっている闇バイトなどは違います。社会経験もなく、信じられる人に囲まれ、守られてきた免疫のない、まだたまされない術を知らない子どもたちが、今まさに狙われるようになってきていると感じます。

しかもたまされた先には、失敗や勉強という言葉では済まない、取り返しのつかない破滅的な結果が待っている場合があります。子どもたちを卑劣な闇バイトや詐欺から守るため、私たち大人は子どもたちに危険な実情や犯罪や詐欺の手口など、今まで以上に教えていく必要があると考えます。

今、警察が子どもたちにそのような啓発を強化していると聞きました。まずは、子どもの教育につきましては、家庭、親が本来でございしますが、市としましても、子どもたちのためにできることはしていただきたいと思いますと考えております。

以上を踏まえまして、質問の要旨1です。

犬山市では、子どもたちを犯罪などから守るために、どのような取組がされているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

学校教育の中では、小学5年生、中学2年生の保健の学習において、犯罪被害に関する学習を取り扱っています。子どもが被害に遭いやすい犯罪については、具体的な事例を取り上げ、身の回りにどのような危険が潜んでいるかを学び、危険な場所に近づかない、夜一人で出歩かないなど、危険を予測し、判断して、犯罪を避ける行動を取ることを指導しています。

近年では、若者がインターネットやSNSを介して、詐欺や連れ去り、脅迫などに遭うケースや、議員ご指摘の闇バイトに巻き込まれるケースが全国的に見られます。こうした状況を踏まえ、インターネットやSNSの利用に当たっては、危険なWebサイトを利用しない、個人情報を載せない、インターネットやSNSで知り合った人と簡単に会わないなどの対策についても、そうした授業の中で指導しているところです。

また、犬山警察署の協力により、SNSの使い方について講演してもらうといった、外部機関との連携も行っています。

今の子どもたちは、正しい判断力が身につく前から、インターネットを通じて多くの情報に触れられる状況にあり、子どもが犯罪被害に遭ったり、知らないうちに犯罪に加担してしまったりするリスクが高まっていると認識しています。

子どもを犯罪から守るという点においては、家庭学習の役割が大きいです。学校においても闇バイトといった新しい犯罪について対応できるよう、内容をアップデートしながら、引き続き機会を捉えて指導してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。SNSなどが犯罪の入り口になっている、そういった情報も学校からも教えていただけて、非常にありがたいです。

私、お恥ずかしながらSNSなどインターネット等を本当に実は詳しくありません。子どもに教えられるようなレベルに正直ありません。

若者が扱うSNSなどのツールに、私のように詳しくない親もいると思いますので、ぜひとも最新の情報によって子どもたちを少しでも守れるよう、時には親に対する情報提供も含めて、引き続きお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 1番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、清風会、鈴木伸太郎でございます。通告した3件について一般質問させていただきます。

今朝、ラジオ体操に行ったら、楽田の永泉寺なんですけれども、桜が4輪咲いておりました。いつもこれ、犬山初じゃないかなって思っているんですけども、そういう桜が咲くような答弁を期待したいところですが、果たしてどうなのかというところで、明後日、永泉寺では、花見会があって、そして同じ日に大縣神社で豊年祭があります。楽田に春を告げるお

祭りでございます。そんな気分になるように私も頑張りたいと思います。

件名1です。楽田地区の道路の安全対策を考えるということで、要旨1、2、3については、令和5年の2月に同じような投げかけをしております。

そのうちで要旨1です。

楽田桃花台線の安全対策の進捗ということで、県道荒井大草線が大縣神社の手前からずうっと小牧のほうへ延びていっているんですけども、小牧桃花台のほうへ延びていっておりますが、そこにいよいよ都市計画道路の楽田桃花台線というのが今整備していただいておりますが、それが県道につながる三差路も、恐らく来年度、その辺りまで工事がやっただけというふうに認識しておりますが、この交差点がとっても前から危ないということで、2か月ぐらい前ですかね、私もよく通るんですが、事故がありました。楽田のお母さんが子どもさんを小牧の幼稚園に送っていくときに、ちょっとやっぱり見通しが悪くて、事故っていたというところでした。

本当にこれが、暫定整備していただいて、道が広くなると、今よりもっと車が増えていくというところで、とっても危ないなということで、2年前も何とかならないか提案をしてまいりましたが、その後の進捗をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市道楽田桃花台線は、令和5年度から現在の道路用地幅による拡幅工事を実施しており、令和7年度に第三荒井池南付近から県道荒井大草線との交差点までの整備が完了する予定です。

整備に当たり、令和5年度に、県道荒井大草線との交差点形状について、愛知県及び公安委員会と協議を実施しており、今回の整備は、市道の現道内での拡幅のため、交差点の接続位置や形状自体は大きく変わりませんが、安全性向上のため、視認距離を考慮した隅切りの拡幅や、県道の路肩に設置してある防護柵をガードレールから見通しのよいガードパイプへ取り替える内容で整備を行う予定です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） ずっと何とかしてくれというふうをお願いしてきた、一つの結論が、接続位置や形状自体は多くは変わらないけれども、隅切りの拡幅、それから防護柵を見通しのよいガードパイプへ変えるというところで、これも暫定整備ゆえの暫定的な措置なのかなと思って聞いておりました。実際にちゃんと都市計画道路として整備すれば、物すごいその県道のほうもいじらなきゃいけないということで、多額のお金がかかるってことは私も承知しております。

ただ、やっぱり車でみんなどんどん通るんで、やっぱり危険性というのは私は増すと思っていて、事故が増えなきゃいいんですけども、そこら辺の状況というのはよく把握して、必要に応じてさらなる安全対策というのを、必要に応じてやっていただくよう求めておきます。

要旨2です。蟬屋長塚線の安全対策の進捗です。

これも何度も聞きます。蟬屋長塚線、富岡荒井線と接続するところがどうなるかというのは前から聞いております。ここは県道善師野西北野線もすぐ近くを、富岡荒井線と交差するという複雑な構造になると思っております。じゃあ、ここはどうなるのか、これもちょっとお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

都市計画道路蟬屋長塚線は、今年度から予備設計に着手しており、その中において、公安委員会と協議により、議員ご質問の交差点も含めた交差点形状や交通規制の検討を進めています。

公安委員会との協議に時間を要しており、現在、まだ協議中ですので、引き続き、交差点については協議、及び検討を進めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） まだ協議中だということでした。

これは、ここ1～2年で蟬屋長塚線という話がやっと出てきて、でもその前は市長が県議の頃から富岡荒井線と善師野西北野線の交差が危ない危ないということで、私も県議時代の市長も一緒にあそこに立って状況、車の台数を数えたりとかしたことがあります。本当に危ないと思っておりますので、何とかここでやっぱり私は発言させていただいたことは議事録にも残りますし、地域の要望だと私は思っておりますので、当局のほうも地域の要望だとちゃんと取っていただいて、しっかりした対応を取るよう求めておきます。

要旨3です。市道荒井本町線の安全策についてです。

楽田小学校の近く、薬師川の狭窄部分ですね。これの対応とその後です。

前回2年前の質問に対しては、楽田桃花台線の暫定整備と併せて、地権者と協議するということがあったんですが、その後の進捗をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市道荒井本町線の狭窄部分の用地取得については、以前より交渉を重ねてきております。今年度においても地権者に協力を求める機会がありましたので、お願いしたところ、合意に至っておりません。引き続き、粘り強く地権者との協議をしていきたいと考えています。

また、横断歩道の設置については、土木常設員からの地元要望か、PTA連合会から各小中学校の通学路要望として提出された場合は、現地確認を行い、市を通じて犬山警察署へ要望書の提出による働きかけをしていきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 粘り強くということなんで、粘り強くお願いいたします。

要旨4です。

犬山公園小牧線の路面維持の提案ということで、楽田の南西部に新しく企業が進出するという話が聞こえてくるわけなんですけど、現在、当局のほうでは道路補修ということで、犬山公園小牧線の鶴池の交差点から工業団地の中をずっと北上して整備していただいているところでございますが、その新しい工場というのは、鶴池の交差点よりも南のほうになって、位置的にはなってきました。

鶴池以南というのも、工場ができれば、非常に道路の劣化というのは考えられるものですから、今のうちからどんな車が来るのか、どちらから来るのかとか調査していただいて、工場進出に合わせて、すぐやれというわけじゃないです。工場が来るよと、できるよ、できた後に、ぼろぼろになる前に改修するような計画を加えていただけないでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

犬山公園小牧線の舗装改修工事については、令和3年度から進めている鶴池交差点から井堀向交差点までの延長約1,200メートル区間の早期完成に向けて取り組んできましたが、昨今の労務単価、建設資材の高騰の影響を受けて、計画が1年延び、現在は令和9年度完成を目指しています。

この区間の完了後は、舗装の状態が悪い井堀向交差点から羽黒方面の、宮浦交差点までの舗装改修を予定しており、令和5年度に舗装の構造調査を行い、調査結果を基に補修断面の舗装構成・工法の検討を行っています。

議員からご提案のありました、鶴池交差点より南側については、今後の舗装状況を経過観察し、必要に応じて舗装改修計画に加えるかを検討をしていきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 先日、今度のその進出する工場の関係者の方と打合せをして、どこをどう通るのかとか、通勤者はどう通るのかとか、工事のときにはどこで工事、どこの道を通って工事するかという打合せをしました。多分そちらのほう、皆さん方もそういう話はこれからされると思いますので、準備のほうをしっかりとお願いいたします。

件名2です。

公共下水道の将来を考えるということで、毎年のように、その決算議案とか、予算の議案が出てくると、毎年のようにその下水道の有収率とか、いろいろ経費回収率とか尋ねてまいりました。管路は何メートル更新するのか、したのかとか、5～6年前は私が聞くぐらいなもんだったんですが、最近ちょっとほかの議員さんも下水道のことを質問されて、変わってきたなと思ってたところで、昨年、お正月に能登半島の地震で下水が大被害を受けた、そして今回1月28日に埼玉県八潮市であのような事故があったということで、ついに本格的に見直していくときが来たなと、全国的に来たなというふうに思っております。

そこで、改めてその下水道の質問させていただきますが、要旨1です。

使用料改定案についてのパブリックコメント及び答申内容はということで、昨年11月に市議会全員協議会で提案された下水道事業の経営戦略改定案を見させていただきました。ちょっと驚いたんです。私はそもそも管を、下水道施設を維持するためには、かなりコストがかかるよと。そのためのコストを何とかして捻出していかなきゃいけないよということで、いろいろ質疑したり質問してきました。なのでどちらかと言うと値上げは致し方ないよねというスタンスだったんですが、その戦略改定案というのを見て、ちょっと上げる額とかが、率とかが多いなという気がしたんですが、そこら辺、値上げ率とか時期とか、どのようなお考えだったのか、またパブリックコメントとかでどのような意見があったのか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

汚水処理に要した費用をどれだけ下水道使用料で賄っているかを判断する指標である「経費回収率」について本市は、令和4年度で約68%となっており、地方公営企業法を適用する上での独立採算制の原則において100%を達成する必要がある中、大変厳しい数値となっております。

こうした状況の中、令和6年度には、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会を計4回開催し、企業経営の指針となる経営戦略の改定に伴う収支計画の見直しを受ける形で、下水道使用料の改定の必要性について審議会で審議されました。

審議会では、委員から改定回数や、改定率について議論がされました。それらの審議を経まして、令和7年2月18日に、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会会長から市長へ犬山市下水道事業の経営に関する審議について、答申を受けました。

答申内容については、前段で、今後予想される人口減少や節水型機器の普及による使用量の減少など、時代の変化により、下水道使用料の増加は期待できない点や、下水道施設の老朽化に伴う維持・更新費用の増加も見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増すことが想定されること。加えて下水道事業者として取り組むべき経営努力として、1、接続率の向上、2つ目、不明水対策、3つ目、広域化・共同化、及び4つ目、民間活力の検討、以上4つの取組について、今後10年において数値目標、達成時期を改定した犬山市下水道事業経営戦略が策定したこと、しかし、それだけでは経費回収率の大幅な向上は見込めないことなど、これらの状況を総合的に踏まえた結果、持続可能な下水道事業経営の維持のためには、下水道使用料の改定は避けられないと結論づけております。

次に、具体的な回数や時期としてましては、下水道使用者への急激な負担増を軽減するため、計2回で料金改定とし、1回目は令和8年4月、2回目は令和11年4月とすること。改定率については、1回目の令和8年4月に収入全体で現在から25%増、2回目の令和11年4月からさらに25%増の累計で現在より50%増の使用料改定を行い、経費回収率100%を目指すことといった内容です。

なお、パブリックコメントについて審議会内で諮った案で、令和6年12月19日から令和7

年1月17日までの累計30日間、意見募集を行いました。

結果、市民から1件の意見が提出されましたが、料金改定案とは別の案件であり、料金改定についての意見はありませんでした。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今の答弁の内容でいろいろその下水道の課題を語っていただきましたが、私が思っていた課題と大体同じかなというところで、よく分析されていらっしゃるなどと思って伺わせていただきました。

要旨2なのですが、ですのでやっぱり値上げは仕方ないよねというところなのですが、値上げする時期というか、スピードとか率、50%上がっていくわけなのですが、それは妥当なのかちょっと急激過ぎるような気もしないでもないんです。多分これからいろいろその都度都度議案が出てきて、議会のほうでも議論していくと思うんですが、この出された数字というのは妥当だというお考えでよろしいのでしょうか、その辺りのお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

下水道使用料の改定については、現時点では答申を受けたばかりではありますが、市としましても審議会での審議を経て出された答申内容は妥当であると考えております。

先ほどの答弁と重なりますが、下水道使用料の改定回数については、下水道使用者への急激な値上げを避けるべきという結論に至っており、結果2回での改定を目指すという形となっています。

下水道使用料の改定率についても、下水道事業者として取り組むべき目標に向け経営努力をし、対象経費が削減できたとしても、現行の下水道使用料収入では賄い切れないと想定される汚水処理費用分を補うための改定率が、累計で50%となります。

最後に、下水道使用料の改定時期につきましても、令和7年度中の条例改正を予定し、下水道使用者への周知期間も必要なことから、令和8年4月からの下水道使用料の改定を目指します。

将来にわたり生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与していくために必要不可欠である下水道事業の持続かつ安定した事業経営維持のため、料金改定が必要であることについて、丁寧な説明を心がけ、下水道使用者の方々にご理解いただけるよう、適切に事務を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 大方お考えは分かりました。経費回収率100%を目指すというのも、都市部とそれから郊外の犬山みたいな都市とで、一律で100%というのなかなか正直、ちょっと難しいところ、郊外都市は難しいところがあるなという気はいたしますので、私も値上げしなきゃいけないんだろうなと思いつつも、でも、しがみついても100%というのはどうなのかなっていうところを、ちょっと最近思うところもありますので、これからいろいろ当局のほうでもんでいただいたのが議案として出てくると思いますので、しっかり検討し

ていただくよう求めておきます。

要旨3です。

埼玉県の事例を受けた変更点ということで、1月28日に八潮市で事故が起きて、ちょうど2月5日に東京へ出張する機会がありましたので、ちょっと足を延ばして、現場近くの自治体へ赴きました。中川流域下水道の一番下流部のほうの八潮市で事故は起きたんですけども、中川流域下水道というのは、上流広くて、大体流域の人口が140万人ぐらいということで、ですから、八潮市辺りの下水の管も6メートル近い、とんでもない太い管になるんだなっていうことは事前に勉強していったんですが、私が伺ったのは、八潮の現場じゃなくて、ちょっと上流へ行きました。何でかという、犬山もやっぱり下水道が小牧とか岩倉のほうへ行って、そちらのほうで処理されると。

上流部分でどういう暮らしに弊害があるのかなと思って、ちょっと気になったんで、見に行っただんですが、図書館へ行って、1月29日からか、ずっとその日までの新聞を全部読んで、どういう状況が現地で起こってるのかというのを確認して、何人かに聞いてみました。暮らしは変わりましたかと聞きましたら、行政のほうから回覧板が回ってきたと。暮らしは変わらないよねってみんな言っていました。

ただ、あのを新聞ずっと読んでみると、例えば公共施設の中にあるお風呂とか、温浴施設は休止、プールも休止とか、市立病院の器具の洗浄とかの回数を工夫して節水してるとか、公共施設関係はご努力されてるようですが、市民生活については正直あんまりみんな知ってはいるけど、ちょっと他人事だなというふうなのかなというふうに私は印象を受けました。

でも、いずれにしても、犬山でそんなことがあつては、非常に悲しいことなんで、そうならないことを願うわけなんですけど、この埼玉の事例を受けて、これから下水管の更新とか設備の維持について、いろいろ国のほうも考えてくれると思うんですが、交付金等、国からの維持管理に関する制度の変更とか、それから新たな取組とか、こちら側の問題かもしれませんが、犬山市の下水道に対しての改善点とか、そういうことについて何か今お考えのところ、変更するところとかございましたら、教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市での流域下水道の損傷を起因とする道路陥没事故を受け、国は再発防止に向け、今後、下水道施設の点検方法の見直しに着手するといった報道も耳にしておりますけども、現時点においては、議員ご質問の交付金や維持管理に関する制度の変更などについては、具体的な情報はございません。

今後もアンテナを高くし、国・県からの情報収集に努め、調査・点検、補修などの新たな指針、交付金に関する制度の見直しが見直しが示されれば、それらに従い、適切な下水道管渠の維持管理に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） アンテナを高くということだったので、期待をしております。

件名3です。施政方針から考えるということで、日常生活に困難を抱えた子どもたちを対象とした施設についてということで、1件お伺いいたします。

施政方針、市長の方針を伺っておりまして、おおと思ったのが、ちょっと読み上げます。「生活が困窮している家庭の子どもや外国にルーツのある子どもなど、日常生活に困難を抱えた子供たちを対象として、家庭や学校以外の第三の居場所を楽田児童センターの2階に設けます。」とおっしゃいました。

これ正直、すごいことだなと思っております。というのは、私ずっとご存じのように多文化共生のことをずっとやってきてまいりました。今、楽田の駅の近くの児童センターの2階に、NPOさんがやられている多文化共生の割と拠点みたいなところをつくっていただいて、割とうまいことやってくさっているなと感謝をしております。

何がすごいかと言うと、その外国にルーツのある人の多文化共生というのは、どこの自治体も恐らく多文化共生のことばかりやとるんですよ。今回、原市長の施政方針の中で感じたのは、外国のルーツのある子も、それから生活困窮とか、生活に課題を抱えている日本人の子もインクルーシブ、一緒にして対応するよという、要はよく言う言葉だと横串を刺してくれているなというふうに感じました。

ただ、すごいいいことだ、うれしいなと思いつつも課題も感じます。それがこれから申し上げます課題です。

楽田の児童センターの2階、現在は主に多文化共生の重要な拠点で、NPOシェイクハンズが寺子屋という名称で日本語教室などを行っておりますが、私も時々行くんですけども、既にアップアップの感じがします。

それで、今年度5月に、そのシェイクハンズの総会がその場所でありまして、私はちょっとしたご挨拶の中で、そのアップアップ感について何とかしてほしいということをお話ししました。その場には市長とか、担当の職員の方とか、議員さんも何人かいらっしゃって、それとなくメッセージを送ったつもりです。この来年度からの新しい事業で、アップアップ感がもうちょっと、もっとアップアップするんじゃないのっていうことを危惧しておるわけです。

そのほかにも2階に調理場のような、でもこれ調理場と言えるかどうかよく分かんないですけど、狭い調理場があります。それから、現在入り口が、児童館の1階の正面からじゃなくて、何て言うかな裏口というところちょっと語弊があるかもしれませんが、建物の裏側っぽいところから外階段を上がって2階へ上がっていくという、入り口がそれなんですよね。それも何とかこの機会に変えたらどうかとか、駐車場が狭かったりとか、あとやっぱり新しい事業、新しい事業が始まって外国の子たちも、それから生活困窮の子たちも集まってくる、多分情報とかもたくさん、個人情報も含めていろいろ情報が集まってくる、そういう情報管理とか事務のスペースも、今以上に充実させる必要があると考えるんですが、その辺りはいかがでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

この事業は、国の補助メニューである母子家庭等対策総合支援事業費を受けて、子どもの生活・学習支援事業として実施するものであり、本市における子どもの貧困対策とするものです。

また、事業の対象は、独り親世帯や低所得世帯などの子供たちであり、国籍を問うものではありません。

NPO法人シェイクハンズが、楽田児童センター2階で実施する寺子屋という自主事業は、今年度で日本財団の助成が終わり、事業が終了となるため、空きスペースとなるこの場所を、子どもの生活・学習支援事業の実施場所として活用することになります。

市では、子どもの生活・学習支援事業の利用者数を、1日当たり30人程度と見込んでおり、実施場所の床面積が約140平米であることから、現時点の想定では手狭になるとは考えておりません。

次に、当事業の実施に当たり、出入口の変更や調理場を事業で使用できるようにするなど、設備や機能を充実させるべきとのことですが、現時点においては現状を活用しての事業実施を考えており、事業開始後の利用状況を見ながら、改めて必要な対応については検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 4月からの事業なんで、始まって蓋を開けてみないと分かんないというところは多分あると思うんです。なのでここで再質問して、やっても、多分まだ現状、誰も見てないんで、しますが、今、答弁の中で、利用者数を1日当たり30人程度って、該当する子どもたちは多分もっといると思うんですよ、その何倍も。30人というのは、それじゃあ例えば40人、50人とかになったら、それはもう定員いっぱいだから断るのか、それともどこか別の場所、楽田は南ほうなんで、北のほうにもう1か所設置するのとかか、やっぱり1年前に悲しい事件があったんで、定員いっぱいだからもうごめんなさいでは済まない案件だと思うんです。

それは外国人でもそうですよね。定員いっぱいだから、もう家で日本語勉強してというのはちょっとあまりにも冷た過ぎると思うんです。その場合、じゃあ、あのスペースでいいのかというのは、もう一回、始まったらすぐに考えていただきたいと思います。

出入口とかね、もろもろの今、私がお伝えした課題も始まったと同時ぐらいでどうなのかというのを検証していただいて、早急な対応、そして該当する子どもたちとか、ご家族とか、周りの人がみんなよかったね、いいことをやってくれたねって思えるような施策となるように努力していただくよう求めます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（柴田浩行君） 13番 鈴木伸太郎議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時45分まで休憩いたします。

午後1時35分 休憩

再 開  
午後1時45分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 清風会の柴山一生でございます。本日は3つ質問させていただきま  
すので、よろしくお願いします。

まず、第1に、中学校における主権者教育についてということで伺いたいと思います。

昨夜は、6時半頃、犬山中学校に行きまして、そうしましたら、子どもたちが100人か200  
人、そして親御さんたちも100人ぐらい集まっています、真っ暗な中なんで、数は大体の  
感じなんですけど、本当に喜々としてその時間を楽しんでいらっしやった。

花火がぼんぼんぼんぼん上がっているんですね。本当に中学校のグラウンドで花火が上  
がったのってというのは、恐らく初めて僕は見ましたけれども、本当に素晴らしいことやられ  
たなと僕は思っています。

それに至るまでのお話なんですけども、今回は市内4中学校にそれぞれ30万円という予算  
を渡して、そして生徒の提案で何でもやってもいいよと、学校を活性化するための何かいろ  
んなアイデアを出して、自分らでというか、アイデアを出してくださいよということでやら  
れたんだそうですね。本当にこれはいいことやられたなと思って、感心しました。

私、主権者教育ということで、今回、過去の犬山市がやられたことをいろいろ調べたって  
いうか、ホームページを見れば出てくるんですけど、それを見ると、令和元年かな、これが  
最初なんですかね。選挙管理委員会が犬山中学校でワークショップを開いた。それから、令  
和2年3月27日に、我々犬山市議会は、これ条例認めているんですね。主権者意識の向上に  
よって、犬山市の新たな発展を目指す条例というのがあって、ああ、そういえばそのときの  
選挙管理委員会の委員長さん、本当にやる気で、選挙管理委員会の名前も「ゆめせん」って  
変えてやったなと思い出したんですね。

実はその後、私、一般質問してたんですね。令和2年の9月議会で。そのとき聞いたのは、  
生徒会というのはあると思うんですけど、生徒会に対してお金、予算をつけて、そして自分  
らでその予算の組立てを考えさせて、そして自分らで、お金があるとやっぱり真剣に結構考  
えるんで、やったらどうだということを聞いていまして、そしたら、既に学校は50万円か70  
万円の予算を生徒会は持って、もうやっていますよということを言われました。そうなんだ  
という。

しかしながら、今回は非常にインパクト大きかったですね。これは生徒会に渡すというよ  
りも学校全体に、この30万円渡して、みんなで頑張っってアイデア出せよという、そういう流  
れでやられて、名古屋テレビも特集を組んでくれて、あれ見ました。素晴らしいなと思い  
ましたね。アイデアを出す、その政党をつくらせたんですね。学校内で政党をつくって、政党  
に対して投票するという形でやったと。あと、それから、それプラス、申し訳ないと思った  
のが、学校通貨ですかね。名前ちょっと分かんないですけど、学校の中で使う通貨を作って、  
その通貨を政党に寄附させたんですね。そういうこともやられたんだと、本当に先生方ね、

工夫を凝らしてやられたなと僕は思いました。

今回のそういった一連の流れの中で、犬山中学校は最終的に花火を上げようということを決められて、昨日の晴れの日に至ったわけですがけれども、もう少し詳しく、この事業の今までの流れと、それから効果、そして今後の見通しについて何かあれば教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市内4中学校を対象とした主権者教育事業については、令和4年度に実施された職員提案事業において、選挙管理委員会職員の提案が採択され、令和5年度から実施している事業です。

この事業の提案の趣旨は、投票率を向上させるためには、これから有権者となる若い世代に、将来選挙に行ってもらえるようにするというものです。

若い世代が投票に行かない理由については、「よく分からないから」や「自分が投票しても政治が変わらないから」といった意見が多く、若い世代は政治への理解不足や無力感を感じているためであるということが言われています。

このことから、若い世代の投票率が低い原因は、選挙権を得るまでに、政治や行政に触れる機会が少なく、自分たちで政治や社会を動かしたという実感や経験をしていないことが原因の一つなのではないかと職員が考え、学校生活における課題や問題に対して、生徒たちが主体的に政策を立案し、投票で決定することによって、学校での生活や環境を変える体験をしてもらう新たな主権者教育事業として提案し、実施することになったものです。

生徒自ら行う政策立案、投票、事業の採択など、その進め方については各中学校にお任せしていますが、政策の提案や周知の方法では学校ごとに特色が見られ、毎回、政策立案や発表の過程で工夫があり、生徒も楽しんで事業に取り組んでいる様子が見られることから、手応えを感じています。

先に述べたとおり、この事業は令和5年度から始めているため、当時の中学3年生が選挙権を得るためにはあと2年あること、この事業をやらなかった場合との比較もできないため、一概にこの事業の成果や効果を測ることは難しいですが、犬山の子どもたちに政治や行政に触れる機会や自分たちで政治や社会を動かしたという実感や経験をしてもらうためには、とても有意義な事業であると捉えています。

これまでに採択された事業を紹介させていただきますと、令和5年度については、飲料自販機の設置や運動場整備、掃除道具の購入が採択され、令和6年度については、花火の打ち上げや運動場へのサンシェードの設置、ボードゲームの購入が採択されました。

今後も、学校や生徒の意見などを踏まえて、事業内容の見直しを行いながら、継続して実施していく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。

再質問したいと思います。

今回の事業は、市長部局でやられているんですけど、現場は学校教育ですので、学校教育、教育長先生からお話しただきたいんですけど、この事業、学校にとってどのようなインパクトがあって、どのような効果を生んでいくのかというのを伺いたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご指名をいただきましたので、私のほうからお話をさせていただきます。

柴山議員の発言と井出部長の答弁と多少重なる部分があるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

昨日の夕刻でありますけれども、犬山中学校のグラウンドから、上空に花火が上がりました。夜空に大輪の花が咲くというにはちょっと大げさでありますけれども、ちょうど今年の犬山のキーワードであります「ちょうどいい」、犬山中学校のグラウンドから上げるにはちょうどいい規模の花火が上がったのではないかなというふうに私は思っています。

これは、主権者教育の一環の中で、子どもたちが投票で決めた。学校から花火を上げる、この目標を実現できたという、非常に貴重な体験をした場面かなと思っております。こういった機会を与えていただいた関係者の皆様方には、改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

この主権者事業の目的というのは、先ほど井出部長が申しあげましたように、選挙での投票率を上げる、子どもたちが将来、選挙に行って投票するという、そういったきっかけになればということで始まった事業でありますけれども、結果は数年後でなくては分かりません。ただし、学校教育の中で、主権者教育として実施した以上、子どもたちが自分たちの決めたことを実現するという意味では、私はこの目標は十分に達成できたのではないかなというふうに考えております。

もしも、今、国、県、市、どのレベルでもあり、選挙が間近にあるとします。そして、今の中学生が選挙権を持っているとしたら、ほとんど全ての子どもたちは投票に出かけるであろうというふうに私は思っています。

こういったモチベーションは、中学校を卒業した数年間に維持できるかどうかということが一番問題かなと思うんです。中学校を卒業した後、高等学校へ進む子どもいます。仕事に就く子どもたちもいます。この中学校で学んだ、この体験が、それ以降、実際に選挙に行くまでの間に維持できるような教育、これが必要かなというふうに思うんですね。

そのためには、犬山市内の小中学校に通う9年間、この間に、どんな小さなことでも決して無関心でいることなく、他人事としてではなくて、自分のこととして物事を考える、これは私は主権者意識ではないかなと思います。この主権者意識を高めていけるような教育を日常の教育活動の中で進めていく必要があるのではないかなということを思っておりますし、そんな教育が学校現場で実現されるように、学校現場には働きかけをしていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。先生が心配でもないんですけど、この中学校終わってから3年間、どう意識を維持していくかという、投票行動への意識を維持していくかということなんですけど、犬山市議会、最近、南高校へ行ったり、あるいは明日、犬山高校へ行ったり、主権者教育とまで言えるかどうか分かりませんが、行きまして、議会としても、そういった面をサポートしていければなと僕は思っています。すみません、それだけです。

2番に行きます。

町内会の活性化についてなんですが、私、町内会というのは地方自治の縮図であると思っています。町内会が死んでしまったら、なくなってしまうたら、地方自治もなくなると僕は思っておりまして、ここもう6年間、自分の町内ですけどね、できることを一生懸命やっています。

やっぱりポイントは、複数年、誰かがずっと見ていく人間がいないと駄目だな、毎年毎年役員さんころころ変わるんじゃ駄目だっていうのが、これが一つのポイントだなと思うし、もう一つは、それは町内会内部でやるべきことだと思うんですけど、もう一つはやっぱりほかの町内会の方々と町内会の会長さんと交流が持てるのが重要だと。市の役割というのは、その交流の場を提供することだろうなと僕は以前から思っていました。

最近の町会長さんに、どうですか今年の連絡協議会ですね、犬山市の、私のところは犬山ですから、犬山の町会長さんの連絡協議会どうでしたかって言うと、今回、講演会だったよと言われて、そうか、以前は食べ物も出て、非常に胸襟を開ける状況で交流していたと思うんですけど、今はもう講演会という形になってきてるよということで、そうなんだと。十分に交流ができていけばいいんだけどなと思ってはおりますけれども、最近の町内会の活性化に向けた市の取組と言いますか、どう町会長さんたちが啓発される、あるいはやる気を起こさせるというか、面白いアイデアを得るとか、そういった活動というのはどういったことをされているのか伺います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

町内会は、地域社会の絆を深め、住民同士の協力を促進し、特に災害発生時には、安否確認や救助活動、備蓄品の配布といった面で大きな力となり、非常に重要であると認識しております。

町内会活性化の取組として、令和6年度は、町内会のみらいミーティングを8月に開催しました。このミーティングは、グループワーク形式で行い、町会長に加え、協働プラザも参加して、町内会の課題や問題に加え、それに対する取組等の意見交換、情報共有を行いました。

参加された町会長からは、「ほかの町内会の意見が聞いて参考になった」、「問題解決の

糸口となった」などの感想をいただき、参加できなかった町会長にもニュースレターを配布し、情報共有を行いました。

さらに、このミーティングで出た課題をテーマとして、12月には、犬山地区町会長会・町会長会連合会共催で、専門家を講師に迎え、他市町での取組事例の紹介や町内会活性化につながる取組等の講演会を行いました。その後、4名の町会長をパネラーにパネルディスカッションを行いました。

今回のこうした取組は、町会長同士の横のつながりができ、町内会運営において、いろいろな工夫・努力をされている活動事例を知っていただくことで、それぞれの町内会活動の一助となるきっかけづくりになったと考えています。

すぐには成果として表れないかもしれませんが、今後も町内会に寄り添い、市民の皆さんが町内会の必要性を認識し、活動に参加いただけるよう、引き続き活性化に向けた取組を行っていきます。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。

急ですけど、再質問いいですか。

さっき言ったんだけど、やはり人間、飯が、僕なんか本当、なかなか入り込めないという部分はあるんだけど、そういったものというのは復活させる、そういう食事しながらの懇親会ですよね。それは別に費用は町会長さんが持てば僕は全然構わないと思いますよ。そういった形のものというのは、もうやらないということではよかったですか。

◎議長（柴田浩行君） 食事会、懇親会の開催について、検討されるかどうかということですね。

答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

食事を伴う懇親会については、公費を伴う場合は今後行う予定はありません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） さっき言ったように公費は要らないと思うんで、町内会から出せばいいんで、その場だけ設定してもらおうと助かるなというのはあります。

次、3番に行きます。最後ですが、情報公開について。

私は、ある市の外郭団体の業務内容について、ちょっと伺いたいなと思って行ったんですけど、内容が市から委託されてるので、市が仕様書を作って委託してるわけですね。それで、「ああ、じゃあちょっとその委託書を見てもらえるか」というふうに気楽に担当課に言ったんですけど、そしたら情報公開制度を使って請求してくれなんて言われて、あっ、そうなのかというふうに、非常にそのときはちょっとびっくりっていうか、ああ、そうなんだという、すっと出てこないんだなって思ったんです。

一応情報公開請求させていただいて、ちゃんと担当課もきちっと出してくださったんです

けど、見てみると別に黒塗りとか何もない普通のというか、真っさらな仕様書だったんですよ。ですから、これだったら、別にホームページに上げたっていいんじゃないかなと思ったんですよ。

ですから、私の中でちょっと疑問だったのが、その公開ということですね。基本的には公開条例の中の何番目だったかな、3番目かそこらだったかな、できる限り市の情報は公開すべきだというふうに書いてあるので、だったらもう最初からホームページに公開したらどうかなというふうに思って、一々公開条例で公開請求をしなきゃいけないというのは、何かね、何でだろうなというふうに僕は感じたんですが、そのホームページに公開する情報と、情報公開請求で公開する情報というのは、どう区分けをしているのか、説明してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

今回、議員ご質問の契約に関する情報のうち、件名や契約金額、相手方といった随意契約の情報はWEB上で閲覧をすることが可能です。随意契約に係る情報の公表基準につきましては、随意契約に関するガイドラインにより定めているもので、このガイドラインでは公表対象の中に仕様書は含まれていません。

仕様書については、広く市民に周知を図るべき情報、例えば市の重要な基本計画や予算及び決算、防災関連などの、いわゆる「公表」する情報とは異なり、あくまでも市と業者間でのやり取りに関する情報の一つで、公表を目的として作成したものではないと考えているため、必要な方だけに「公開」をする情報であると整理しています。

このことから、情報公開制度にて入手していただく情報であると捉えており、ホームページには掲載をしていませんので、ご理解をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 公表とそれから公開の違いなんだということが今回分かりました。ありがとうございました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員、ちょっと終わる前に1点確認させてください。

主権者教育の中で、犬山市議会の取組、南高校とおっしゃいましたけど、これは犬山総合高校のことでよろしいですか。

◎16番（柴山一生君） 失礼いたしました。どうもありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 16番 柴山一生議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日7日は休会とし、来週10日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。  
午後 2 時 07 分 散会